

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の育児休業等に関する規則（平成4年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情）</u></p> <p><u>第2条の2の2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>（<u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、<u>同号ウ</u>に掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>（<u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、<u>同号イ</u>に掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>

(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到

(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

アからエまで (略)

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6か月に達する日」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

ある者を含む。以下同じ。) であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

アからエまで (略)

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6か月に達する日」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方公務員等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

3 条例第3条第5号に基づく再度の育児休業（育児休業法第2条第1項ただ

(育児休業の期間の延長の請求手続)
第4条 育児休業の期間の延長の請求
は、育児休業承認請求書により行い、
条例第3条第7号に規定する職員が任
期を更新されることに伴い育児休業の
期間の延長を請求する場合を除き、育
児休業の期間の末日とされている日の
翌日の1月(次に掲げる育児休業の期
間を延長しようとする場合は、2週
間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から
条例第3条の2に規定する期間内に
している育児休業(当該期間内に延
長後の育児休業の期間の末日とされ
る日があることとなるものに限
る。)

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場
合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当して
している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業
の期間の延長の請求について準用す
る。

(育児休業等に係る辞令の交付)
第7条 任命権者は、次に掲げる場合に
は、職員に対して、四日市市辞令式規

し書に規定する最初の育児休業の次の
育児休業を除く。)の請求は、育児休
業承認請求書に育児休業等計画書を添
付して行うものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)
第4条 前条第1項及び第2項本文の規
定は、育児休業の期間の延長の請求に
ついて準用する。

(育児休業等に係る辞令の交付)
第7条 任命権者は、次に掲げる場合に
は、職員に対して、四日市市辞令式規

程（昭和59年四日市市訓令第2号。以下「辞令式規程」という。）別表の規定による辞令を交付するものとする。ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものであるとき又は第3号若しくは第7号に掲げる場合において、任命権者が辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1)から(3)まで（略）

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(5)から(7)まで（略）

（補則）

第16条 条例第11条第6号に規定する育児短時間勤務計画表、第3条第3項に規定する育児休業承認請求書、条例第13条に規定する育児短時間勤務承認請求書、第5条第2項に規定する養育状況変更届等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

程（昭和59年四日市市訓令第2号。以下「辞令式規程」という。）別表の規定による辞令を交付するものとする。ただし、第3号又は第7号に掲げる場合において、任命権者が辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1)から(3)まで（略）

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(5)から(7)まで（略）

（補則）

第16条 条例第3条第5号及び第11条第5号に規定する育児休業等計画書、第3条第3項に規定する育児休業承認請求書、条例第13条に規定する育児短時間勤務承認請求書、第5条第2項に規定する養育状況変更届等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(総務部人事課)